

答申第202号（諮問第218号）

「群馬県警〇〇警部が、自身の意に沿わない特定の一般県民（以下甲という）の相談を、自身とその部下が一切記録に残さないように、自身の部下に命令してよい・又はしなければならない、及び自身自体も自分の意に沿わない甲の相談を一切記録に残さない・甲の電話に出なかったり甲に折り返しの電話をしない等の群馬県・群馬県警の内規違反を甲に自身の部下に指摘されてもそれを無視してよい・又はしなければならない、という内容」の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

群馬県警察本部長が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成28年11月22日付けで、「群馬県警〇〇警部が、自身の意に沿わない特定の一般県民（以下甲という）の相談を、自身とその部下が一切記録に残さないように、自身の部下に命令してよい・又はしなければならない、及び自身自体も自分の意に沿わない甲の相談を一切記録に残さない・甲の電話に出なかったり甲に折り返しの電話をしない等の群馬県・群馬県警の内規違反を甲に自身の部下に指摘されてもそれを無視してよい・又はしなければならない、という内容」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年12月1日、本件開示請求に係る公文書について存在しないことを確認し、公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、審査請求人に通知した。

（不存在の理由）

請求のあった公文書については、作成又は取得していないため

3 審査請求

審査請求人は、群馬県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して、本件処分を不服として平成28年12月8日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、弁明書を作成し、諮問庁に提出した。諮問庁は、その副本を審査請求人に送付した。

5 口頭意見陳述の実施

諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、平成29年12月7日、口頭意見陳述を実施した。

6 諮問

諮問庁は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して平成30年3月9日、本件審査請求事案の諮問を行った。

第3 争点

本件開示請求に係る公文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 審査請求人の主張要旨

条例第14条第2号イ違反であり、原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業・群馬県内規違反・憲法違反を隠蔽するものであるため。

2 実施機関の主張要旨

(1) 不存在決定の理由について

実施機関では、群馬県警察相談業務に関する訓令（平成12年群馬県警察本部訓令第17号）（以下「訓令」という。）により、県民から犯罪等による被害の未然防止に関する相談、その他の安全と平穩に係る相談、苦情、要望等の申し出があったときは、管轄区域及び所管の如何並びに勤務の内外を問わず、県民の立場に立ち、親切・丁寧を旨として、これを受理し、処理等を行い、その事務処理状況を相談業務報告書により明確にしておかなければならないことを規定しており、その趣旨に反する、自分の意に沿わない者からの相談であるとの理由で実施機関の職員がこれに対する事務処理を行わなくてよいことが記載されている公文書は、作成も、取得もしていない。

また、相談等に限らず、実施機関の職員が内規に違反する行為をしていると指摘されても、それを無視してよいことが記載されている公文書についても、作成も、取得もしていない。

(2) 審査請求人の条例第14条第2号イ違反の主張について

審査請求人は、本件審査請求において条例第14条第2号イ違反である旨を主張するが、審査請求人の主張は本件開示請求に係る公文書が存在することを前提としたものであり、そもそも、実施機関は同公文書を作成又は取得しておらず、同公文書は存在しないのであるから、同公文書が同規定にいう情報に該当するか否かを検討することはできない。

(3) その余の主張について

審査請求人によるその余の主張については、本件処分を取り消し又は変更させるものではない。

3 口頭意見陳述における審査請求人の主張要旨について

前記第2の5の口頭意見陳述について、実施機関から提出された口頭意見陳述審理録には、審査請求人の主張として、おおむね以下のことが記されている。

(1) 伊勢崎警察署の署員が意に沿わない相談を記録に残さない、または記録に残さないように部下に命令してよい、電話に出なくてよい、折り返しの電話をしない等の行為は内規違反であり、開示請求に対する決定が不存在であるのにもかかわらず、現に職員が行っているのであって、容易に存在することが推認される。

- (2) 今日も伊勢崎警察署に電話したら対応した職員が「相談でもなんでもないので記録には残さない」と言っていた。実際に自分の意に沿わない相談を記録しないということをやっているのだから請求した公文書が存在するはずである。

第5 審査会の判断

1 争点（本件処分の妥当性について）

審査請求人は、「原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業・群馬県内規違反・憲法違反を隠蔽するものであるため。」と主張している。一方、実施機関は訓令に照らし、本件開示請求に係る公文書を作成し、又は取得はしていないと主張する。そこで、本件開示請求に係る公文書が実施機関における事務処理において作成又は取得されたか否か検討する。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件開示請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断する。

- (1) すべての地方公務員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号（以下、略））の適用を受け、同法第32条は、地方公務員に、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負わせている。そして、地方公共団体の機関の定める規程である訓令は、県民から犯罪等による被害の未然防止に関する相談、その他安全と平穩に係る相談、苦情、要望等の申し出があったときは、管轄区域及び所管の如何並びに勤務の内外を問わず、県民の立場に立ち、親切・丁寧を旨として、これを受理し、処理等を行い、その事務処理状況を相談業務報告書により明確にしておかなければならないことを規定している。したがって、実施機関におけるすべての地方公務員は、同訓令に従う義務があり、更にこれに違反した場合には、同法第29条に基づく懲戒処分を受けるおそれがある。
- (2) そこで、本件処分の妥当性を検討すると、自身の意に沿わない特定の一般県民の相談を、記録に残さないよう命令してよい、又はしなければならない、あるいは特定の一般県民の電話に出なかったり折り返しの電話をしないことが内規違反であると指摘されても無視してよい、又はしなければならない、という訓令や法令の趣旨に反することを内容とする公文書を、実施機関が、作成又は取得することは通常想定し難いものである。
- (3) よって、本件開示請求に係る公文書を不存在とする実施機関の説明に特段不自然な点はなく、決定は妥当であると認められる。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人は審査請求書において、本件処分は条例第14条第2号イに違反すると主張する。しかし、同規定は個人情報であっても一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。そのため、本件開示請求に係る公文書は不存在であるという実施機関の判

断が妥当である以上、本件開示請求に係る公文書が存在することを前提とした審査請求人の当該主張は是認することはできない。

また、審査請求人はその他種々主張するが、本答申の判断を左右するものではない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年 3月 9日	諮問
平成30年 6月26日 (第69回 第一部会)	審議 (本件審査請求事案の概要説明)
平成30年 8月27日 (第70回 第一部会)	審議
平成30年 9月11日	答申